

## 第540回（令和5年度第3回）鳥取地方最低賃金審議会

1 日時 令和5年8月9日（水）11時45分～12時40分

2 場所 鳥取労働局 4階大会議室

3 出席者

### 【委員】

公益代表委員 石川委員、植木委員、佐藤委員、道前委員、中野委員

労働者代表委員 河村委員、北畑委員、寺田委員、森委員、山崎委員

使用者代表委員 北村委員、西本委員、花原委員、福嶋委員、米原委員

### 【事務局】

鳥取労働局 平川労働局長、高橋労働基準部長

片山賃金室長、市村賃金室長補佐、寺地労働基準監督官

4 議事

（1）鳥取県最低賃金の改正決定について

（2）その他

5 資料目次

（1）鳥取県最低賃金の改正決定に関する報告書（写）

6 議事内容

市村賃金室長補佐 ただ今から第540回（令和5年度第3回）鳥取地方最低賃金審議会を開催します。

本日はお忙しい中、御出席いただきありがとうございます。

本日の委員の出席状況は、全員に御出席いただいております。最低賃金審議会令第5条第2項の規定に基づく定足数を満たしており、本審議会が有効に成立していることを御報告申し上げます。

本日の審議会は公開しており、3名の傍聴人と2社の報道機関の方がお見えになってい

ます。傍聴人の皆様には、傍聴に当たっての遵守事項に従っていただきますようお願いいたします。

それでは、これより先の審議会の進行を会長にお願いします。

カメラ撮りはここまでということをお願いします。

佐藤会長 では、第540回（令和5年度第3回）の鳥取地方最低賃金審議会を始めていきたいと思えます。

議事の1、鳥取県最低賃金の改定決定についてですが、まず、この審議に入る前に、労働者側、使用者側、それぞれ専門部会の委員の方から専門部会の委員ではない委員についての説明をしていただく時間を取りたいと思えますので、10分間、時間を取ります。事務局は、労働者側、使用者側の会場の準備をお願いいたします。

では、10分間休会します。

〔各側協議〕

佐藤会長 再開します。

では、議事の1、鳥取県最低賃金の改正決定について、まず初めに、鳥取県最低賃金専門部会から専門部会報告が提出されていますので、事務局から鳥取県最低賃金の改正決定に関する報告書の読上げをお願いします。

片山賃金室長 鳥取県最低賃金の改正決定に関する報告書を読み上げます。

令和5年8月9日、鳥取地方最低賃金審議会会長、佐藤匡殿。鳥取地方最低賃金審議会、鳥取県最低賃金専門部会部会長、佐藤匡。

鳥取県最低賃金の改正決定に関する報告書。

当専門部会は、令和5年7月7日、鳥取地方最低賃金審議会において付託された鳥取県最低賃金の改正決定について、慎重に調査審議を重ねた結果、別紙1のとおり結論に達したので報告する。

また、別紙2のとおり平成20年8月6日付け中央最低賃金審議会の「平成20年度地域別最低賃金額改定の目安について（答申）」の考え方に基づき最新のデータにより比較したところ、令和3年10月6日発効の鳥取県最低賃金（時間額821円）は、令和3年度の鳥取県の生活保護水準を下回っていなかったことを申し添える。

なお、最低賃金額の引上げを円滑に実施するため、政府、特に、中央最低賃金審議会に対して下記の取組を実施するよう強く要望する。

1、政府への要望。 中小企業・小規模事業者の最低賃金の引上げに向けた環境整備に

については労使共通の認識である。政府は需要喚起策や生産性向上の支援（業務改善助成金の特例的な要件緩和・拡充等）を早急に行うこと。また、申請から実際に支給されるまで、複雑な手続と煩雑な書類の提出など、中小企業・小規模事業者が申請を断念するケースが見られるので、申請手続等の簡略化に努めること。

中小企業・小規模事業者が賃上げの原資を確保できるよう、労務費、原材料費、エネルギーコスト等の上昇分の適正な価格転嫁対策の強化をはじめ、税制を含めて賃上げ企業への優遇措置や社会保険料負担額の軽減など、真に効果のある取組を強く要望する。

来年度以降の円滑な最低賃金の議論に資するため、セーフティネットとして機能し得る水準や政府として目指す水準を示した上で、インフレ率や各種施策との関係性を含めた中期的な工程表を明確にすること。また、その水準達成に向け、必要な施策を有効的かつ迅速に実施すること。

2、中央最低審議会への要望。最低賃金の地域間格差の是正に関しては、地域別最低賃金の最高額に対する最低額の比率ではなく、額差の縮小が重要であり、政府目標を含めて認識を改めること。

通常の事業の賃金支払能力の明確な根拠となり得るデータ及び分析手法を検討すること。

地方最低賃金審議会の公益委員は、労使代表委員と異なり、中央とのチャンネルがなく、また、他県公益委員との情報交換ルートも持たない。中央最低賃金審議会の下に「全国地方最低賃金審議会会長会議（仮称）」を立ち上げ、目安に関する小委員会の金額審議経過の説明やランクごとの分科会（意見交換会等）を設置すること。

おって、本件の審議に当たった専門部会の委員は下記のとおりである。

記に、委員の方を記しております。

続きまして、別紙1、鳥取県最低賃金。

1、適用する地域、鳥取県の区域。2、適用する使用者、前号の地域内で事業を営む使用者。3、適用する労働者、前号の使用主に使用される労働者。4、前号の労働者に係る最低賃金額、1時間900円。5、この最低賃金において賃金に算入しないもの、精皆勤手当、通勤手当及び家族手当。6、効力発生の日、法定どおり。

続きまして、別紙2です。鳥取県最低賃金と生活保護との比較について。

1、地域別最低賃金。（1）件名、鳥取県最低賃金。（2）最低賃金額、時間額821円。（3）発効日、令和3年10月6日。

2、生活保護水準。(1)比較対象者、18から19歳・単身世帯者。(2)対象年度、令和3年度。(3)生活保護水準(令和3年度)、生活扶助基準(第1類費プラス第2類費プラス期末一時扶助費)の鳥取県内人口加重平均に住宅扶助の実績値を加えた金額(9万3,412円)。

3、生活保護に係る施策との整合性について。上記1(2)に掲げる金額の1か月換算額と上記2(3)に掲げる金額とを比較すると鳥取県最低賃金が下回っているとは認められなかった。

注釈は省略させていただきます。

それから、今までの鳥取県最低賃金審議の経過概要と経過を2枚付けております。以上です。

佐藤会長 ありがとうございます。では、報告書が取りまとめられた経過等につきまして、部会長でありました私から説明します。また、私の説明の後に、労働者側、使用者側、それぞれの代表の方から審議経過の説明をお願いしたいと思います。

まず、鳥取県最低賃金専門部会での審議経過は、本日のこの審議会の前に行われた専門部会も含めて6回、審議をしまいいりました。7月31日から本日まで6回、10日間にわたって審議をしてきたところであります。私を含め公益委員としましては、労使のいずれに偏ることなく、中立かつ公平、公正な立場から双方の考えに耳を傾けて、そして適正な金額というものを追求してきたわけですが、残念ながら双方の一致というものが見られませんでした。そのため、公益見解ということで金額を提示させていただいたところであります。

なお、後ほど各側から説明があるかと思いますが、労働者側は、まず、最初の提示額が1,000円、そこから950円、943円というふうに推移してきました。使用者側は、888円、892円というふうに移動していきまして、昨日の時点で943円と892円で、51円という大きな開きがありました。そこで、非常に悩んだところです。どちらに偏ることなく中立かつ公正、公平ということであれば、2つの提示された金額の真ん中である918円というところに収めようかとも考えたのですが、それではどうしても高過ぎるということと、あと影響率等、総合的に判断した結果、どうしても真ん中の額というわけにはいかないということで、かつ現在の鳥取県の状況等を踏まえ、総合的に勘案した結果、御提示した900円にさせていただいたところであります。

専門部会では、賛成が5、反対は3ということで採決いただき、今回、本審に提示させ

ていただきました。

では、労働者側の方から説明の方をお願いいたします。

河村委員 それでは、この間の労働者側の主張について御報告をさせていただきたいと思います。この公益見解の記載のとおりだと思っておりますが、まず、労働者側としては、この絶対額の低さ、鳥取県が現行でいえば854円、これが最低賃金法でいうところの労働者の生活の安定に資することができるのかということ、あとはマスコミ等でも報道されているとおり、今年度全国加重平均が1,002円となっており、あたかも本当に全国のほとんどのところが1,000円を超えたかのような盛り上がりを見せているわけですが、そこにあって鳥取県の最低賃金、現行が非常に低い、その現状、それらを含めて主張をさせていただいております。

労働者の生計費においては、物価上昇分と電気、ガス、価格激変緩和対策事業、ここの引下げ1%程度、そこも見まして5.27%ということで、この部分で45円、これはマストだと主張させていただいておりますし、労働者の賃金でいけば、我々としては、連合のリビングウェッジの2022年ですけれども、それが1,020円ということで、ここを目指していくという方針であります。ただ、労働者の賃金を比較する上では、生活保護との比較や、標準生計費との比較、そういったところも取り上げながら、絶対額の低さということを訴えさせていただいております。

また、連合鳥取の春闘の結果、あるいは有期短時間契約等の労働者の賃上げ率、この辺りも含めて議論をさせていただきました。一番悩んだのが、通常の事業の支払能力の部分であります。この部分は、頂いた資料では大変多くの資料があるのですが、この中を見ますと、総じて緩やかではあるが回復基調にあるというような表現が見られます。ただ、これを取って通常の事業の支払能力があるという判断をするのは難しいと労働者側としても思っておりまして、その部分に関しては、少し視点を変えて、パートタイム労働者の賃金や新規卒者の初任給、この辺りの水準を見ながら、この支払能力のところに関しては、900円から1,009円ぐらいのところは49.9%、ほぼ50%を占めるボリュームゾーンになっているというところを根拠に主張しています。

我々としては、まず、冒頭言いましたように、最低賃金の鳥取の絶対額の低さということを中心に主張しています。その根底にあるのは、やはり労働者の生活の安定ということですが、ただ、そこだけではなくて、今後、少子高齢化であったり労働力不足が急速に加速をする、全国よりも先んじて加速するであろう鳥取県において、今後、鳥取県の経済

をどう将来像として描くのか、そういったところも考えながら、検討をさせていただいたと思っております。その上で、最終的には、労使双方の合致点を見いだすことができず、公益見解に委ねるといった結果になったというのが経過でございます。以上です。

佐藤会長 ありがとうございます。では、使用者側、お願いします。

西本委員 使用者側は、昨年もそうだったのですが、シンプルに、分かりやすくということと、今年は少し目線を変えて、どうしても東部地区をイメージしてしまうのですが、宍道湖・中海・大山圏、そういう経済圏があるとの間も日本海新聞に出ていました。中海経済圏の過去の数字を見ますと、この経済圏は約60万人の人口ということですから、島根県と鳥取県の県境をまたいで3円の違いがあるということで、やはりそこを放置しておけばどんどん金額差が出てくる、格差が出てくるということで、何とか縮めたいと思っておりました。

簡単、シンプルにということで、今年は春闘もそうでしたが、物価というものに着眼して、それを上回るようなところがあればと考えておりました。これは総務省が出しています各県の県庁所在地ということで、鳥取市の消費者物価指数、CPIを見ますと、4月から3月の4年度ということで見ると3.5%となっており、かなり鳥取市というのは高いと思います。これでいきますと30円となりますが、最低賃金というのはこの6月までのデータを使って議論するので、7月から6月の年間ということで見直しますと、3.975%、約4%ということになり、これでいきますと34円となります。それから、先ほどの鳥取西部ですが、鳥根の東部と現在3円違う、それから足元の目安がもう39円と40円で1円違っていて確実に4円は違うということで、当初は34円を提示しましたが、4円を積んで、見直し後38円ということにさせていただきました。

もう一つは、企業の通常時の賃金支払能力が可視化できる納得感のあるデータ、及び分析手法がないので、賃金支払能力については今年度も未反映ということとし、中央最低賃金審議会への要望事項とさせていただきました。

以上の説明のとおり数値に基づいた提案といえますか、主張をさせていただいたと考えております。以上です。

佐藤会長 ありがとうございます。では、専門部会の労使双方から報告をしていただいたところですが、その他専門部会の委員の方で何か追加等ありますでしょうか。

(なし)

佐藤会長 では、審議過程については以上となります。

では、これから採決に移りたいのですが、その前に御意見等がありましたら、お願いします。

米原委員 非常にこの金額を見てびっくりしたところです。目安よりもプラス7円ということ、それから前期からプラス46円というところは、今まで既に決まった地域のどこよりも高い金額でありまして、本当に鳥取がよそよりもそんなにいい状況なのかということも理解できません。物価についても、労働者側、それから公益側も去年の10月から今年の6月までを見えています。これについては、去年の10月から、この最低賃金が施行されたということかもしれないのですが、一番、数字が高くなるところがそこなのです。本来であれば、去年の最低賃金は、8月に決めたわけですから、去年の7月から今年の6月とか、そういうところ取るべきであって、一番高いところだけ取ってそれを使っている印象があります。

それから、この前も言いましたが、公益の見解の中に、やはり労働力の県外流出を考慮するというものもあったのですが、これは本当に客観的な根拠がないと思います。本当にこれを考慮するのであれば、ぜひ、次に議論するときには、最低賃金と労働者の県外流出の相関関係が果たしてあるのかどうか、そういった資料も出してもらわないと、客観的な判断ができるとはとても思えません。

そういったところで、かなり恣意的な、全国で最も高いということで全国的に話題になりたいのかもしれないのですが、地道に経営している経営者の側からすると、とても容認できるようなことではないと思いますし、公益委員の方も客観的な立場ということであれば、5人が5人、この全国で断トツの引上げ額というものに賛成されるのかどうか、公益委員の方もぜひ御自身の判断で採決に参加していただきたいと思います。以上です。

佐藤会長 ありがとうございます。

そのほか、御意見ありますでしょうか。

河村委員 米原委員、ありがとうございます。先ほど発言の中で、御自身のお考えの下、発言をされている部分に関しては、そこは尊重させていただきたいと思います、それぞれのお考えだと思いますので。ただ、引上げ額が最高になるから目立ちたい、そんな感覚で我々は審議をしていません。そこだけは訂正をさせていただきたいと思います。以上です。

佐藤会長 ありがとうございます。

では、そのほかございますか。

(なし)

佐藤会長 では、採決に移りたいと思います。

御提示させていただいております46円引上げの900円、こちらの金額で賛成の方は挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

佐藤会長 ありがとうございます。

では、反対の方、お願いします。

〔反対者挙手〕

佐藤会長 ありがとうございます。

では、賛成9、反対5ということになりましたので、本審査会は、賛成ということで結審をさせていただきたいと思います。

では、賛成が多数でしたので、現在の最低賃金額854円から46円引き上げて、900円にするということで結審とさせていただきます。ありがとうございます。

では、これから答申文を作成していただきますが、答申文を作成するに当たり、ここ数年、答申文に附帯事項を付記しております。専門部会報告書にも附帯事項を記載しておりますが、委員の皆様からさらに追加等の要望等がありますでしょうか。申出いただければ、追加の手続をさせていただきますが、よろしいでしょうか。

(なし)

佐藤会長 では、専門部会報告書の附帯事項をそのまま記載したいと思います。

では、事務局の方で答申文を作成していただきますが、時間はどれぐらい必要ですか。

片山賃金室長 5分程度の時間を頂きたいと思います。

佐藤会長 では、5分間休会します。

では、よろしく願いいたします。

〔休 会〕

佐藤会長 再開をしたいと思います。

では、確認の意味で事務局の方に答申文案の読上げをお願いします。

片山賃金室長 読み上げます。

令和5年8月9日、鳥取労働局長、平川雅浩殿。鳥取地方最低賃金審議会会長、佐藤匡。

鳥取県最低賃金の改正決定について(答申)。

当審議会は、令和5年7月7日付け鳥労発基0707第1号をもって貴職から諮問のあ



った標記のことについて、慎重に調査審議を重ねた結果、別紙1のとおり結論に達したので答申する。

また、別紙2のとおり平成20年8月6日付け中央最低賃金審議会の「平成20年度地域別最低賃金額改定の目安について（答申）」の考え方にに基づき最新のデータにより比較したところ、令和3年10月6日発効の鳥取県最低賃金（時間額821円）は、令和3年度の鳥取県の生活保護水準を下回っていなかったことを申し添える。

なお、最低賃金額の引上げを円滑に実施するため、政府、特に、中央最低賃金審議会に対して下記の取組を実施するよう強く要望する。

1、政府への要望。 中小企業・小規模事業者の最低賃金の引上げに向けた環境整備については労使共通の認識である。政府は需要喚起策や生産性向上の支援（業務改善助成金の特例的な要件緩和・拡充等）を早急に行うこと。また、申請から実際に支給されるまで、複雑な手続と煩雑な書類の提出など、中小企業・小規模事業者が申請を断念するケースが見られるので、申請手続等の簡略化に努めること。

中小企業・小規模事業者が賃上げの原資を確保できるよう、労務費、原材料費、エネルギーコスト等の上昇分の適正な価格転嫁対策の強化をはじめ、税制を含めて賃上げ企業への優遇措置や社会保険料負担額の軽減など、真に効果のある取組を強く要望する。

来年度以降の円滑な最低賃金の議論に資するため、セーフティネットとして機能し得る水準や政府として目指す水準を示した上で、インフレ率や各種施策との関係性を含めた中期的な行程表を明確にすること。また、その水準達成に向け、必要な施策を友好的かつ迅速に実施すること。

2、中央最低賃金審議会への要望。 最低賃金の地域間格差の是正に関しては、地域別最低賃金の最高額に対する最低額の比率ではなく、額差の縮小が重要であり、政府目標を含めて認識を改めること。

通常の仕事の賃金支払能力の明確な根拠となり得るデータ及び分析手法を検討すること。

地方最低賃金審議会の公益委員は、労使代表委員と異なり、中央とのチャンネルがなく、また、他県公益委員との情報交換ルートも持たない。中央最低賃金審議会の下に「全国地方最低賃金審議会会長会議（仮称）」を立ち上げ、目安に関する小委員会の金額審議経過の説明やランクごとの分科会（意見交換会等）を設置すること。

別紙1、鳥取県最低賃金。

1、適用する地域、鳥取県の区域。2、適用する使用者、前号の地域内で事業を営む使用者。3、適用する労働者、前号の使用者に使用される労働者。4、前号の労働者に係る最低賃金額、1時間900円。5、この最低賃金において賃金に算入しないもの、精皆勤手当、通勤手当及び家族手当。6、効力発生の日、法定どおり。

別紙2、鳥取県最低賃金と生活保護との比較について。

1、地域別最低賃金。(1)件名、鳥取県最低賃金。(2)最低賃金額、時間額821円。(3)発効日、令和3年10月6日。

2、生活保護水準。(1)比較対象者、18から19歳・単身世帯者。(2)対象年度、令和3年度。(3)生活保護水準(令和3年度)、生活扶助基準(第1類費プラス第2類費プラス期末一時扶助費)の鳥取県内人口加重平均に住宅扶助の実績値を加えた金額(9万3,412円)。

3、生活保護に係る施策との整合性について。上記1(2)に掲げる金額の1か月換算額と上記2(3)に掲げる金額とを比較すると鳥取県最低賃金が下回っているとは認められなかった。

注意書きは省略させていただきます。以上です。

佐藤会長 ありがとうございます。

では、皆さんで確認をしていただいて、誤字、脱字等、何か修正点とかありましたらお知らせください。

(なし)

佐藤会長 ありがとうございます。では、この答申文にて局長の方に答申させていただきますが、よろしいでしょうか。

(異議なし)

佐藤会長 では、平川局長に答申させていただきます。

片山賃金室長 では、カメラ撮りを許可いたします。

佐藤会長 では、局長、お願いします。

〔会長から局長へ答申文手交〕

佐藤会長 答申をさせていただきました。

平川労働局長 それでは、ただ今御答申を頂きましたので、労働局長として一言お礼の御挨拶を申し上げます。

佐藤会長はじめ、公、労、使各委員の皆様方におかれましては、7月7日に改正決定の

諮問をさせていただいて以降、改正審議に大変な御尽力を頂きましたことにつきまして、心より御礼を申し上げます。

本年度におけます鳥取県最低賃金の改正につきましては、中央最低賃金審議会の目安についての答申を踏まえまして、最低賃金法第9条第2項の3要素のデータ等に基づき、公、労、使で丁寧に議論を積み重ねていただき、本日、答申を頂いたところです。

本日の答申を受けまして、鳥取労働局では、今後、異議申出に係る公示、それから官報公示などの所定の手続きを進めてまいります。また、最低賃金の周知と履行確保につきましても、引き続き全力を挙げて取り組むとともに、最低賃金の引上げの影響の大きい中小企業ないし小規模事業者に対する支援策の周知、それから利用促進に取り組む所存です。

また、答申にあります政府等への要望事項につきましては、厚生労働本省に伝えますとともに、労働局でできる取組につきましては、関係行政機関、それから関連団体等とも連携の上、適切に対応してまいりたいと考えています。

以上、簡単でございますけれども、お礼の御挨拶とさせていただきます。審議に当たったのこれまでの御尽力、誠にありがとうございました。

佐藤会長 ありがとうございます。

では、議事の1番目、鳥取県最低賃金の改正決定については以上とします。

では、議事の2番目、その他について、事務局から今後の日程等をお願いします。

片山賃金室長 それでは、発効までの流れ、審議会、異議審の日程等について説明させていただきます。

本日、答申を頂きましたので、本日から8月24日木曜日まで、異議の申立てのための公示を行います。その結果、異議の申出がありますと、8月25日金曜日午前11時から、この会場で第541回鳥取地方最低賃金審議会を開催し、異議の申出について諮問し、御審議をお願いすることになります。

今後は、既に諮問しております特定（産業別）最低賃金に係る改正について準備を進めてまいります。以上です。

佐藤会長 ありがとうございます。ただ今の説明について何か質問等ありますでしょうか。

（なし）

佐藤会長 では、本日の審議会をこれにて終了したいと思います。専門部会委員の方々、長い間どうもありがとうございました。また、専門部会委員以外の方も大変今日はお

待たせして申し訳ありませんでした。

では、令和5年度第3回目の鳥取地方最低賃金審議会、これにて終了します。どうもありがとうございました。